

黒木華さんを起用し、2023年度地震保険広報活動を開始

～関東大震災から100年。見直そう、「もしも」への答え。～

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：新納 啓介）は、2023年8月30日(水)から2023年度の地震保険広報活動を開始します。

今年度は、広報キャラクターに、黒木華さんを起用し、「関東大震災から100年。見直そう、「もしも」への答え。」をキャッチコピーに、地震保険の必要性を改めて呼びかけます。

8月31日(木)からテレビCMを全国で放送するほか、ウェブ広告、新聞広告の実施や全国各地でのポスター掲出なども行います。

地震保険特設サイト (<https://www.jishin-hoken.jp/>) では、「地震被害チェッカー」を公開します。地震が起こった場合に、自分や家族の暮らしを支える「住まい」がどの程度被害を受ける可能性があるのかを可視化するデジタルコンテンツとなっています。構造や耐震性をもとに区分した4つのパターンから建物を選択した後、スマートフォンの加速度センサーを活用して実際にスマートフォンを揺らすことで、推定被害がチェックできます。加速度センサーによってスマートフォンの揺れを感知し、画面上に表示された建物が壊れ、「震度5弱～5強」「震度6弱～6強」「震度7」の3段階で、選択した建物の具体的な被害内容が提示されるため、震災後の住まいの状況をリアルに感じ取ることができます。

あわせて、同サイトでは、黒木華さんによる「今を生きる私たちの『もしも』に備えるための大切な知識」のアナウンスで始まる特別映像コンテンツを公開します。内閣府防災担当大臣や内閣政策統括官（防災担当）より、関東大震災から100年を振り返り、関東大震災の被害の様相、震災から得られた教訓や家庭における地震への備えのポイントなどを解説いただく内容となっています。

当協会では、本活動等を通じて、地震リスクや地震保険の必要性を広く呼びかけ、地震保険の理解促進と加入促進を図っていきます。

<2023年度地震保険広報ポスター>



<デジタルコンテンツ「地震被害チェッカー」>



■テレビCM「地震保険って、なんで必要？」篇

公開：2023年8月31日（木）からテレビCM放映予定

YouTube URL：<https://youtu.be/NO21h7HhhtA>

「なぜ、地震保険に入るといいんだろう？」。そんな黒木さんの自問自答から始まる「地震保険って、なんで必要？」篇は、受給者の声を聞き、地震などの大きな災害が発生した後にも大切な暮らしがあるということや、「もしも」のとき、暮らしを守るために必要なものは何なのかという答えに気がつく、というストーリーになっています。



■ウェブCM

テレビCMの放映にあわせ、3種類のウェブCMも公開します。ウェブCMは、地震保険に関する3つの疑問について、テレビCM同様、受給者の声にあわせて紐解いていきます。地震保険の必要性について、黒木さんとともに理解を深めていくことができる内容となっています。

① 「地震による火災に地震保険」篇



公開：2023年8月30日（水）開始

YouTube URL：<https://youtu.be/-GhFCBsk-FI>

「火災保険に入っていれば、地震保険は必要ないんじゃないかな？」。そんな疑問から始まる「地震による火災に地震保険」篇は、地震による火災の被害は火災保険だけでは補償されないという事実を知り、地震保険で備えることの大切さを伝える内容となっています。

② 「暮らしの備えに地震保険」篇



公開：2023年8月30日（水）開始

YouTube URL：<https://youtu.be/NXKdtGcty78>

「最近の家は壊れにくくなって聞くと、地震保険ってほんとに必要？」。そんな疑問から始まる「暮らしの備えに地震保険」篇では、比較的軽度な損害や家財も補償の対象となる地震保険が、暮らしを守るための備えになるということを実際の受給者の声とともに届けます。

③ 「賃貸でも地震保険」篇



公開：2023年8月30日（水）開始

YouTube URL：<https://youtu.be/2WVaaYzKES4>

「賃貸に住むなら地震保険は関係ないのでは？」。そんな疑問から始まる「賃貸でも地震保険」篇は、保険金は、壊れた家電の買い替えや引っ越しでかかる費用など、様々な用途に使えるので、被災した後の暮らしに役立つことを伝える内容となっています。

2023 年度地震保険広報活動概要（予定）

内容		時期
テレビ	全国 62 局 15 秒スポット CM	2023 年 8 月 31 日（木）～9 月 13 日（水）
	全国 34 局 15 秒スポット CM	2024 年 2 月～3 月
	北海道文化放送・長崎放送・琉球朝日放送 ミニ番組放送予定	2024 年 3 月
新聞	地方紙 3 紙（広告掲載）	2024 年 3 月
	全国賃貸住宅新聞（広告掲載）	2023 年 9 月、2024 年 3 月
	マンション管理新聞（広告掲載）	2023 年 9 月、2024 年 3 月
インターネット	特設サイト（ https://www.jishin-hoken.jp/ ） テレビ CM やウェブ CM、関東大震災 100 年特別コンテンツなどを随時掲載	2023 年 8 月 30 日（水）～2024 年 8 月下旬
	デジタルコンテンツ「地震被害チェッカー」 2023 年 8 月 30 日（水）より特設サイト内で公開	2023 年 8 月 30 日（水）～2024 年 8 月下旬
	広告（ディスプレイ等） Google、Yahoo! JAPAN、Facebook 等	2023 年 9 月～2024 年 3 月
	動画広告 YouTube、Tver	2023 年 9 月～2024 年 3 月
ポスター	広報ポスターを作成し、損害保険会社や損害保険代理店、住宅展示場などに掲出	2023 年 8 月 30 日（水）～2024 年 8 月下旬
屋外ビジョン	東急線車内ビジョン、都内屋外大型ビジョンにてテレビ CM 素材放映	2023 年 9 月、2024 年 2 月
その他	不動産仲介店舗にて、デジタルサイネージ掲出・リーフレット配布、住宅展示場にてチラシ配布	2023 年 8 月 31 日（木）～2024 年 3 月下旬 （チラシ配布は無くなり次第終了）

【地震保険の概要】

- ・1966 年に制定された「地震保険に関する法律」に基づく保険。地震保険の普及を図り、被災者の生活の安定に寄与することを目的として、政府と損害保険会社が共同で運営する。補償内容・保険料は、どの損害保険会社、代理店で加入しても同じ。
- ・地震、噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用の建物および建物内の家財に生じた損害（火災・損壊・埋没・流失）に対して保険金が支払われる。これらの損害は火災保険では補償されないため、地震保険が必要。
- ・地震保険は単独では加入できず、火災保険にセットして加入する必要がある。火災保険の契約の途中でも、地震保険に加入することができる。
- ・2022 年度の地震保険の付帯率（※）は全国平均で 69.4%である。（出典：損害保険料率算出機構）
※2022 年度に契約された火災保険（住宅物件）契約件数のうち、地震保険を付帯している件数の割合。

（注）付帯率等は以下の URL から確認可能

<https://www.giroj.or.jp/databank/earthquake.html>

以上